

## 第 104 回安全衛生分科会での主なご意見

長時間労働者等への就業上の措置に対して産業医がより適確に関与するための方策

- 勧告に至らずとも安全衛生に取り組んでいることが重要であり、勧告により労使、産業医が対立することのないようにすべき。事業場の実情に配慮することが必要なことは通達のとおりであるが、勧告はあくまで労働者の健康確保が第一であり、過度に事業場の実情に配慮することのないよう留意すべき。
- 長時間労働者への面接指導等に係る就業上の措置について、就業上の措置を行った場合はその内容を、行わなかった場合はその旨と理由を、事業者から産業医に情報提供しなければならないこととするについては賛成。これをしっかりやることで事業者と産業医のコミュニケーションが図られると思うので、ぜひ進めてほしい。
- 勧告は事業場の実態等が十分考慮されたものとする必要があるが、ア（ア）により事業者と産業医が就業上の措置の内容等について十分やりとりがなされた状態を考えると、勧告を行うに当たっての足かせにならないよう、事業者と事前に意見交換をした後、それでも勧告を出そうとした際、また改めて意見交換が必要となるというふうにとられないようにしてほしい。
- 事業者と産業医は常によくコミュニケーションを取ることが基本であり、勧告まで出さなければならないのはかなり深刻な状態であると考え。勧告はあまり安易に使うべきではない点について留意すべき。

健康情報の事業場内での取扱いの明確化、適正化の推進

- 基本的には、事業者が過剰に健康情報を持つことを避け、健康情報は医師が持つことを原則にすべきであるが、何のために誰が持つのか、事業者に開示する場合はどういう目的か、守らなければいけない情報は何のために守らなければならないのかなど、労働者のプライバシーという理屈だけでは線引きができない。指針の検討に当たっては、実効性も考慮しつつ、労働者にとって不安のないような形になるよう議論してほしい。
- 指針は大変大切なのでしっかりと周知してほしい。また、健康情報に関しては、事業者と医療保険者との連携も期待されているが、医療保険者側での適正な取扱いについても指針に盛り込んでほしい。健保組合であれば事業者と連携が図られやすいと思うが、協会けんぽについてもしっかりとした取扱いがなされるよう指導をお願いしたい。
- 機微な情報の取扱いについては、事業者としては安全配慮義務があるので、知らないことで配慮できないことがないようにしてほしい。指針においては、事業者提供すべき・提供しなくてもいい情報について、労使で決められるようでき

るだけ明確に示してほしい。

- 健康情報の取扱ルールの明確化、適正化は進めていただきたいが、事業場においては、労働者の健康確保の措置のために幅広く情報をもらわなければならない場合もあるので、限定しすぎないように考えてもらいたい。

#### 労働者が産業医・産業保健スタッフに直接健康相談ができる環境整備等

- 労働者が安心して健康相談を受けられる体制の整備については、これが本当に大事だと思うので、しっかりやっていただきたい。

#### 産業医の独立性、中立性を強化するための方策

- 産業医の離任時における労働基準監督署への報告は難しいのかもしれないが、ヒアリング結果を見ると同様の指摘があるので、今後も運用でできることも含め引き続き検討いただきたい。
- 産業医の独立性について、ヒアリングの結果を見ると各者解釈を述べられているが、この場で議論した「組織で独立ということではなく、職務遂行上きちんと独立性を担保する」という趣旨が誤解されないようにしてほしい。

#### 産業医が衛生委員会に積極的に提案できることその他産業医の権限の明確化

- ヒアリング結果を見ると、産業医の権限強化イコール産業医の責任が増えることになることに懸念が示されている。嘱託産業医も含めて人数を増やしていかなければいけないということが喫緊の課題なので、具体的な検討において、産業医の責任が増えることで産業医のなり手が少なくなるということにならないような方向で検討してほしい。

#### その他、検討項目に関する事項

- 一番大事なものは労働者と産業医との関係であり、そこに信頼関係がないと、今回の方策も前に進まない。労働安全衛生法の枠組みの中で、産業医と労働者の信頼関係を醸成することは簡単ではないと思うが、それをより担保するような方向で改正しなければうまくいかないと思う。今回の各方策を具体化の中で、信頼関係の醸成を念頭に具体的な骨組みについて検討をしてもらいたい。
- ヒアリング結果の中で、「事業者は産業医の専門性や業務を理解した上で、嘱託産業医が限られた時間で業務を行う際などに、専門的な業務に専念できるようなサポート体制やチーム体制を整えることが望まれる」との指摘は重要。産業医しかいないような中小企業については、事業者にということではなく、これをサポートできるような体制を是非検討してほしい。

- 報告書案の最後にあるとおり、「産業医・産業保健機能の着実な強化に向けて、不断の見直しを進めるべき」であり、今後も必要な課題について幅広く検討の場を設けてもらいたい。
- 中小企業に対する配慮、目配り、産業医の養成体制の強化等、国の支援が明記された点については、非常に評価したい。